

令和 7 年 度

第 3 回西条市地域公共交通活性化協議会

(書 面 開 催)

資 料

1 協議事項

(議題 1) 令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業 (地域内フィーダー
系統確保維持費国庫補助金) の事業評価について

(議題 2) 令和 7 年度西条市地域公共交通活性化協議会収支補正予算書(案)
について

※ 参考資料

- 事業評価とは
- 西条市地域公共交通活性化協議会規約

(議題 1)

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費
国庫補助金）の事業評価について

（別紙）地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価についてをご確認いただき、ご審議をお願いいたします。

(参考)

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用した路線について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するため、事業の実施状況等を振り返り評価するもので、本協議会において一次評価（自己評価）を行う必要があることから、別添のとおり事業評価を行い、四国運輸局に提出を行う。※評価対象：令和 7 年度（令和 6 年 10 月 1 日から令和 7 年 9 月 30 日まで）運行分

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）について

過疎地域や山村振興地域等の交通不便地域から市街地の主要な鉄道駅やバス停等に接続する路線バス等において、利便性の向上を目的とした路線の見直しをはじめ、国が定める要件を満たした路線等で、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたものについて、国から運行費の一部に対して補助を受けられる制度。

○ 評価対象路線について

- ・瀬戸内運輸株式会社 西之川線（2 系統）（平成 28 年度より補助対象）

<これまでの取組>

平成 28 年 4 月 20 日 路線変更

- ・伊予西条駅を起終点とした市街地循環的役割を担う路線とした。

令和 3 年 4 月 1 日 運行回数変更

- ・6:54 西之川発西条駅前行の便を日祝運休から土日祝運休に変更した。

令和 5 年 10 月 1 日 一部路線変更

- ・山間部から市街地へ向かう路線の始発点を変更し、路線の一部短縮を行った。

・西条地域よりそいタクシー（令和6年度より補助対象）

<これまでの取組>

令和5年10月1日 本格運行開始

- ・1年間の実証運行を経て本格運行へ移行した。

令和7年10月1日 運行区域の追加

- ・運行区域に市之川地区を追加した。

○ これまでの補助実績

（単位：千円）

路 線	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (予定額)
保井野線	3,431	4,020	5,515	4,986	4,484		
西之川線	5,199	6,846	9,458	8,115	7,017	11,801	9,126
加茂線	2,531	4,107					
合 計	11,161	14,973	14,973	13,101	11,501	11,801	9,126

※ 市区町村毎の補助金交付額は、対象路線の補助対象経費の合計の1/2と、人口規模や各種計画策定状況に基づき算出された国庫補助上限額のいずれか少ない方の額で、西条市の場合は、後者にて算出している。

※ 加茂線は、令和2年9月30日をもって廃止

※ 保井野線は、令和5年9月30日をもって廃止

※ 令和7年度は民間事業者により運行している西之川線へ全額補助

(別紙)

令和8年1月 日

四国運輸局長 殿

西条市地域公共交通活性化協議会

地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について

標記について、別添のとおり実施しましたので報告します。

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画又は地域公共交通計画に基づく事業)

令和8年1月 日

協議会名:西条市地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名:地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点(特記事項を含む)
瀬戸内運輸株式会社	西之川線 西条駅前～西条済生会病院前～西之川	<p><前回の評価結果の概要> 西之川線は設定した目標を達成していることを確認した。今後、地域のニーズや運行効率などを検討していただき、さらなる改善がなされることを期待する。</p> <p><評価結果の反映状況> JRとの接続により、利用者の増加に繋げる取組を関係機関と行うなど、地域のニーズや要望の把握に努めた。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	<p>【目標達成率】141% (目標:利用者数が令和5年度実績(12,223人)を上回ること。 【利用者数/年】17,250人 (対前年比(16,564):104%) (対前々年比:141%)</p> <p>【目標達成率】119% (目標:収支率が令和5年度実績(17.85%)を上回ること。 【収支率】21.23% (対前年比(22.42%):95%) (対前々年比:119%)</p> <p>コロナ禍が収束し、利用者数、収支率ともに回復傾向にあり、目標を達成した。</p>	地域住民の意向やバス利用者のニーズを把握しながら、必要なバス路線の構築に努め、効率的な運行を検討するとともに、協議会にて策定したバス路線見直しフローに基づき、利用者の定着と運行の効率化を図る。
株式会社アイ・エス・アイ	西条地域よりせいタクシー	<p><前回の評価結果の概要> 西条地域よりせいタクシーについては、利用者数の増加を確認した。今後とも利用者に対する周知やニーズの把握により、運行内容の改善に努めていただくことを期待する。</p> <p><評価結果の反映状況> 市の広報媒体を活用して、利用者の増加に向けて周知を行うとともに、利用者のニーズや要望の把握に努め、今後の改善策の検討を行った。</p>	A 計画どおり事業は適切に実施された。	<p>【目標達成率】128% (目標:利用者数が令和5年度実績(1,695人)を上回ること。 【利用者数/年】2,173人 (対前年比(2,377):91%) (対前々年比:128%)</p>	デマンド型乗合タクシーの運行実績の検証を行うとともに、利用者の声や住民のニーズの把握を行い、運行内容の改善を図り、現利用者の定着や、更なる利用者数の増加を目指す。
瀬戸タクシー株式会社				<p>【目標達成率】119% (目標:収支率が令和5年度実績(17.38%)を上回ること。 【収支率】20.69% (対前年比(22.06%):94%) (対前々年比:119%)</p>	
渡部タクシー株式会社				<p>事業の一定の浸透が図られ、利用者数、収支率ともに昨年度を下回ったものの、目標は達成した。更なる利用者数増加を目指し、周知活動を継続する。</p>	

事業実施と生活交通確保維持改善計画(又は地域公共交通計画)との関連について

令和8年1月 日

協議会名:	西条市地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名:	地域内フィーダー系統確保維持国庫補助金
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	<p>西条市は、愛媛県東予東部に位置し、面積は510.04km²で県下第3位、人口は102,266人(令和7年11月末現在)で、南は西日本最高峰の石鎚山、北は瀬戸内海に囲まれており、豊かな水資源等を活用した農業・水産業・工業の盛んな街である。</p> <p>市内の身近な公共交通として、路線バス・鉄道・タクシーが市民や来訪者の移動手段として大きな役割を果たしている。しかし、公共交通利用者が年々減少する中、今後の人口減少や高齢化の一層の進展を見据えた交通体系の構築が必要不可欠であり、交通空白地域への対応や山間部に居住する高齢者等の移動手段の確保が喫緊の課題となっている。</p> <p>その中で、通院や買い物、通勤・通学といった利用目的に見合う交通体系の構築や広域幹線との接続による利便性の向上、まちづくりとの一体性による地域の活性化を図るためにも身近な路線バス等、移動手段の確保が必要である。</p>

西条市地域公共交通活性化協議会

地域内フィーダー系統
事業評価(令和7年度)

西条市基礎データ

合併状況:平成16年11月に2市2町が合併
人口:102,266人(令和7年11月末現在)
面積:510.04平方キロメートル

西条市における主な公共交通概要

(幹線)

- 鉄道
 - ・四国旅客鉄道(株) 予讃線(市内7駅)
- バス
 - ・今治市を起点に西条市を經由し、新居浜市までを運行する民間事業路線
 - ・JR松山駅を起点に東温市と西条市を經由してJR新居浜駅までを運行する特急線

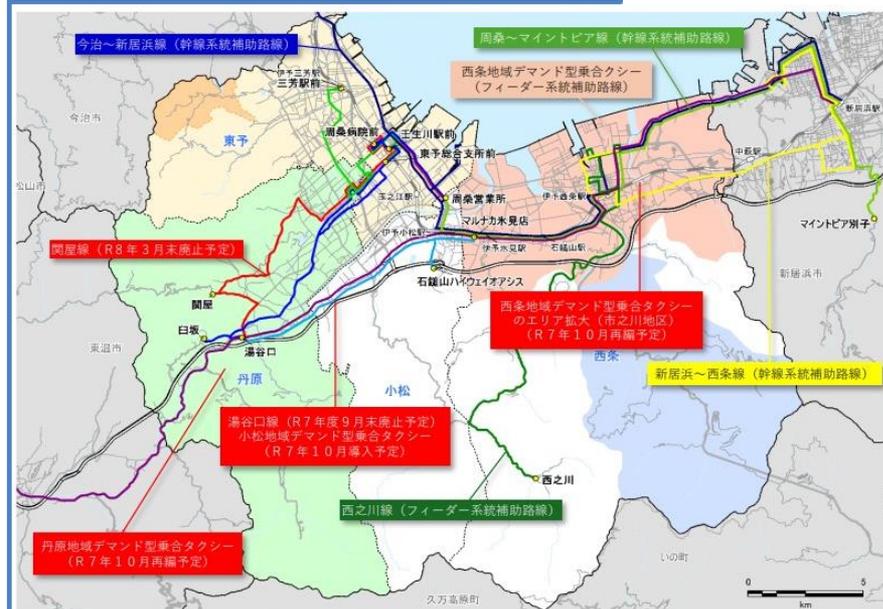
(フィーダー)

- バス
 - ・JR壬生川駅で幹線につながる民間事業路線
 - ・JR伊予西条駅で幹線につながる民間事業路線
- デマンド型乗合タクシー
 - ・加茂地区と西条地域の乗降ポイントを結ぶ運行
 - ・丹原地域と東予地域の乗降ポイントを結ぶ運行
 - ・山間部を除く西条地域内を運行
 - ・山間部を除く東予地域内を運行
 - ・黒谷地区と東予地域内を運行

地域の交通の目指す姿(事業実施の目的・必要性)

別添1-2参照

西条市の公共交通ネットワーク図



せとうち周桑バス(株)

- 三芳線
- 関屋線
- 壬生川線
- 湯谷口線

瀬戸内運輸(株)

- 周桑～マイントピア線(国庫補助路線:地域間幹線系統補助)
- 新居浜～西条線(国庫補助路線:地域間幹線系統補助)
- 今治～新居浜線(国庫補助路線:地域間幹線系統補助)
- 西之川線(国庫補助路線:地域内フィーダー系統補助)

瀬戸内運輸(株)・伊予鉄バス(株)

- 新居浜～松山線(特急)

デマンド型乗合タクシー(よりぞいタクシー)運行区域

- 西条地域(国庫補助路線:地域内フィーダー系統補助)
- 加茂地区
- 東予地域
- 黒谷地区
- 丹原地域

西条市地域公共交通活性化協議会

地域内フィーダー系統
事業評価(令和7年度)

協議会の構成員

西条市 瀬戸内運輸(株) セとうち周桑バス(株) 愛媛県バス協会 愛媛県ハイヤー・タクシー協会 四国旅客鉄道(株) 四国地方整備局 西条・西条西警察署 西条市連合自治会 西条市老人クラブ連合会 西条市連合婦人会 西条市社会福祉協議会 西条商工会議所 周桑商工会 西条市観光物産協会 西条市医師会 瀬戸内運輸労働組合 四国運輸局 東予地方局

前年度の事業評価における課題

地域住民の意向や、路線バスやデマンド型乗合タクシー利用者のニーズを把握しながら効率的な運行を検討するとともに、身近な移動手段として認識してもらうための取組を実施し、利用者の定着と増加を図る必要がある。

定量的な目標・効果

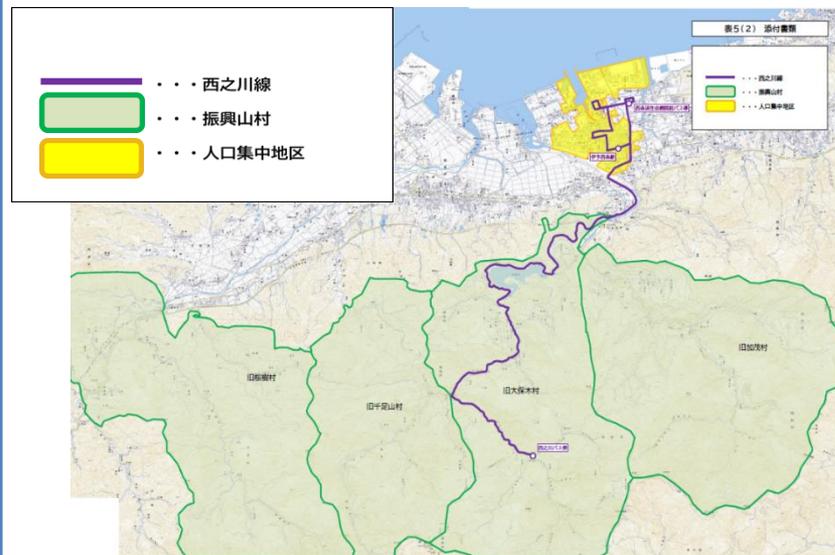
(目標)

- ・移動目的に見合う環境が整うため、利便性の向上による路線バスやデマンド型乗合タクシーの利用者増加を図る。
※利用者数、収支率ともに、令和5年度実績を上回る。

(効果)

- ・買い物や通院といった高齢者等の移動目的に見合う路線を確保することで、外出機会の増加を促進し、生きがいの一端を担うとともに、需要と供給による更なるサービスの向上が期待できる。また、他の公共交通機関と連携した移動手段の確保も期待できる。

フィーダー系統図



「定量的な目標・効果」達成のための具体的な取組

【これまでの取組(継続中も含む)】

・市内完結路線の効率改善のため協議会において、バス路線見直しフローを策定し、再編及び廃線を検討した。・バス路線再編にあたり、地域住民向けに代替交通の説明を行った。・移動実態の把握により、平成27年10月から路線の一部延伸、ルートの見直し等に取り組んできた。・運転免許証返納者に向けて警察署に西之川線(循環線)とデマンド型乗合タクシーの接続を示すチラシを設置し、利用促進を図っている。・路線バスのダイヤ改正に伴い、改正後のバス時刻表を市内公共施設へ設置して周知を図っている。

【R7年度の新たな取組】

・西之川線とJRとの接続により、利用者の増加に繋げるため、令和6年12月からバス往復券、JR往復券、ロープウェイ利用券等がセットになった石鎚スキーきっぷの発売を関係機関と連携して行った。

自己評価

事業実施の適切性

- ・西之川線
住民の移動実態の把握をし、山間部から市街地へ向かう路線の始発の位置を変更することにより、路線の一部短縮ができ、効率性の向上を図った。
- ・西条地域よりそいタクシー
タクシー事業者と協議を行い、効率的・効果的な運行に努めた。

「定量的な目標・効果」の達成状況

・西之川線及び西条地域よりそいタクシーにおいては、コロナ禍の収束もあり、利用者数、収支率ともに回復傾向にあり、目標(令和5年度実績以上)を達成することができた。

○西之川線:利用者数が令和5年度実績(12,223人)を上回ること。

収支率が令和5年度実績(17.85%)を上回ること。

○西条地域よりそいタクシー:利用者数が令和5年度実績(1,695人)を上回ること。

収支率が令和5年度実績(17.38%)を上回ること。

今後の事業に向けた改善点

- ・高齢化や人口減少が進む中で、買い物や通院といった市民の移動目的に見合った路線変更、運行内容の検討を実施し、利用者の利便性の向上を目指し協議をしてきた。コロナ禍の収束を以って、バス路線の利用者数は増加傾向となっている。また、デマンド型乗合タクシーについては、今後においても、路線バスの利用状況を把握しながら、地域住民の必要とする路線の構築などに努め、交通体系の効率的な運行に向けた取組が必要と判断している。
- ・また、山間部だけでなく市内全域における交通空白地域の解消、運転免許証自主返納者の移動手段の確保、高齢者の移動利便性の向上など、路線バスの利用促進だけでなく、今後の交通体系のあり方を検討していく必要性が高まっており、地域住民と行政、関係事業者が協働で地域の実情に応じた交通体系の検討を進める。
- ・さらに、新設されたバス路線や新たに運行を開始したデマンド型乗合タクシーの周知活動を積極的に行い、公共交通存続のための市民の関心と認知の向上を図り、「持続可能な公共交通」を目指す。

その他PRポイント

(議題2)

令和7年度 西条市地域公共交通活性化協議会 収支補正予算書(案)について

歳入は、国からの補助金として、地域内フィーダー系統確保維持費 9,126,000円を追加。歳出は、国からの補助金として収入のあった地域内フィーダー系統確保維持費 9,126,000円を西之川線を運行する瀬戸内運輸㈱へ事業費として支出する予算を補正予算として計上している。

また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、令和6年度より協議会から一括して申請することとなったため、協議会へ収入された後に瀬戸内運輸㈱に対し同額を支出する。

【歳入】

(単位:円)

款 項 目	当初予算額(A)	補正予算額(B)	補正後予算額(A+B)	備考
1 負担金				
1 負担金				
1 負担金	17,773,000		17,773,000	
2 補助金				
1 補助金				地域内フィーダー系統確保維持費 9,126,000円
1 補助金	0	9,126,000	9,126,000	
3 繰越金				
1 繰越金				
1 繰越金	0	0	0	
4 諸収入				
1 諸収入				
1 諸収入	0	0	0	
合 計	17,773,000	9,126,000	26,899,000	

【歳出】

(単位:円)

款 項 目	当初予算額(A)	補正予算額(B)	補正後予算額(A+B)	備考
1 運営費	1,605,000		1,605,000	
1 会議費				
1 会議費	878,000		878,000	
2 事務費				
1 事務費	727,000		727,000	
2 事業費				
1 事業費				西之川線運行費 9,126,000円
1 事業費	16,168,000	9,126,000	25,294,000	
3 予備費				
1 予備費				
1 予備費	0		0	
合 計	17,773,000	9,126,000	26,899,000	

※ 事業費内訳

(単位:円)

事業名	当初予算額(A)	補正予算額(B)	補正後予算額(A+B)	備考
加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費	896,000		896,000	
西条地域デマンド型乗合タクシー運行費	6,551,000		6,551,000	
東予地域デマンド型乗合タクシー運行費	4,410,000		4,410,000	
黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行費	528,000		528,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費(9月末まで)	1,018,000		1,018,000	
丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費(10月以降)	732,000		732,000	
桜樹地区デマンド型乗合タクシー運行費(10月以降)	851,000		851,000	
小松地域デマンド型乗合タクシー運行費(10月以降)	1,134,000		1,134,000	
西之川線運行費		9,126,000	9,126,000	追加
山間部交通不便地域移動助成事業費	48,000		48,000	
合 計	16,168,000	9,126,000	25,294,000	

地域公共交通確保維持改善事業における 事業評価制度について

令和4年11月

国土交通省 四国運輸局

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するもの

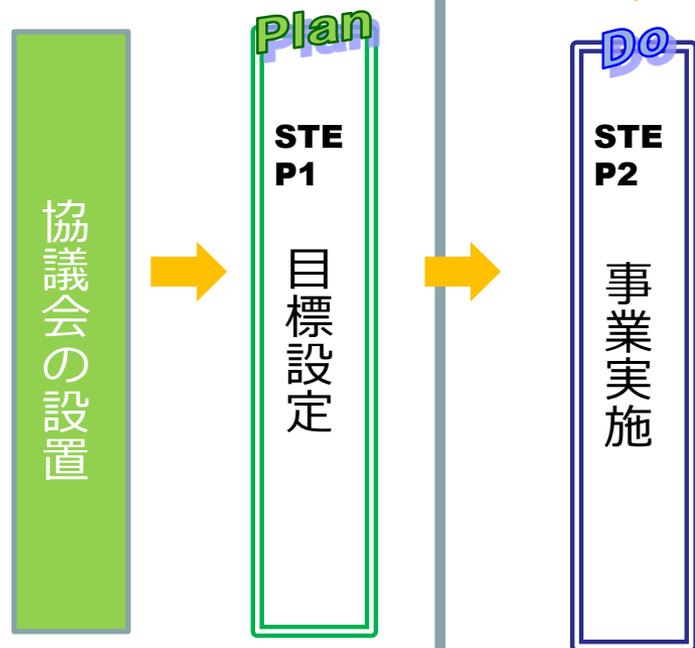
継続的事业（確保維持事業）

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になる

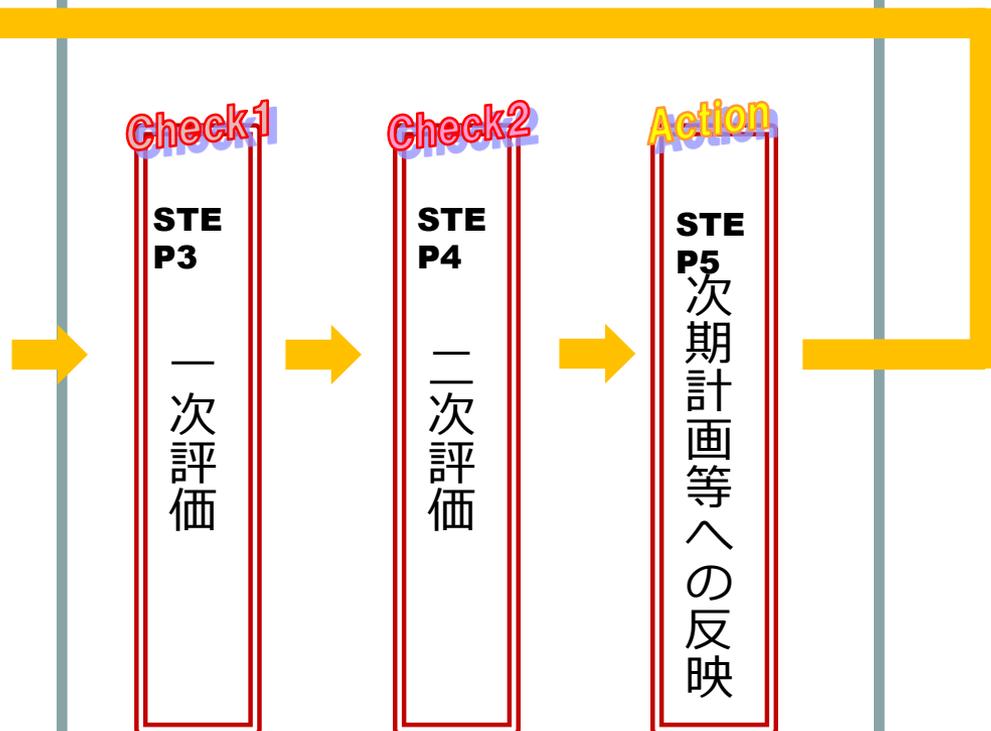
単年度事業（バリア解消促進等・調査等事業）

実施した事業の意義を確認し、今後のより効果的・効率的な事業実施につなげる

生活交通確保維持改善計画等の策定



事業評価の実施



Plan

STEP1 目標設定

地域が“目指す姿”を踏まえて計画を策定した上で、それを実現するために実際に実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定する。

Do

STEP2 事業実施

Check1

STEP3 一次評価(自己評価)

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行う。

Check2

STEP4 二次評価

各地方運輸局等に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを受ける。

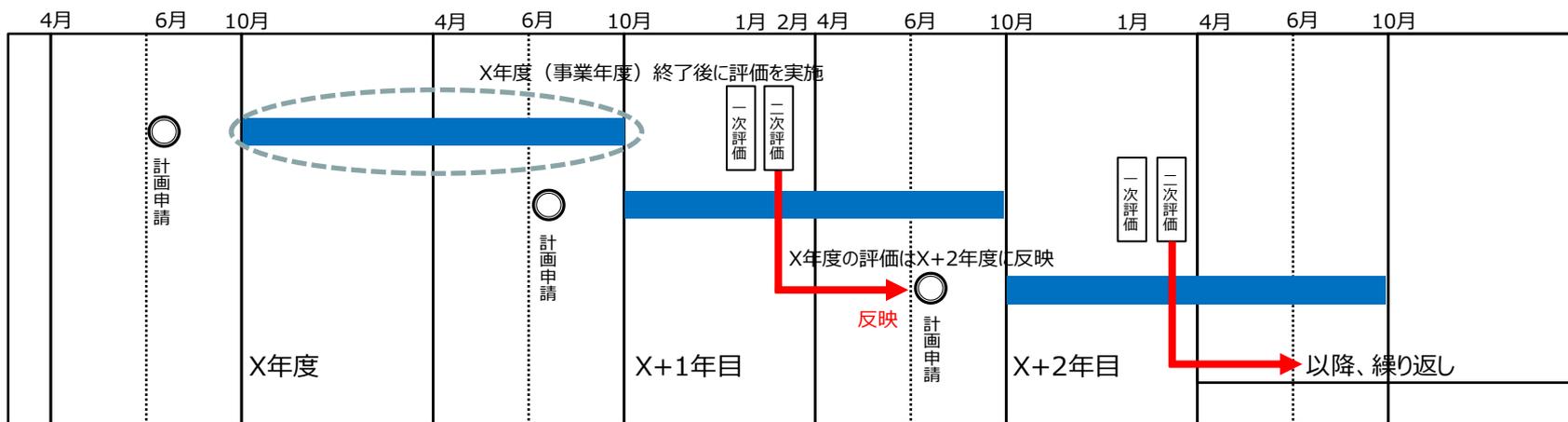
Action

STEP5 次期計画等への変更

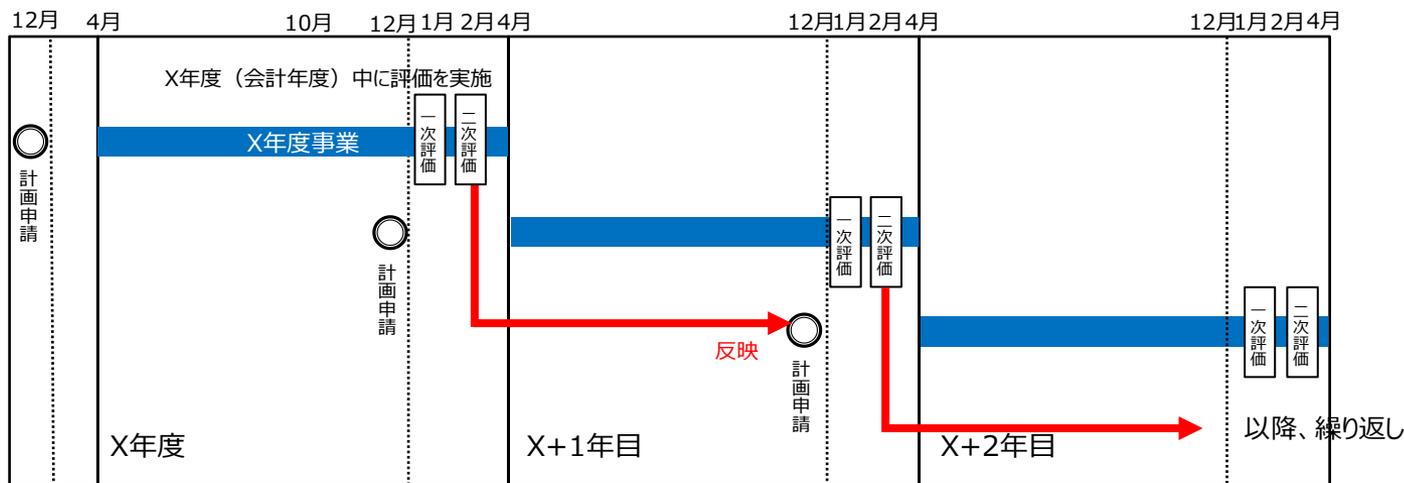
一次評価及び二次評価の結果を、次期生活交通確保維持改善計画(又は地域公共交通計画)や、今後の地域の取組(後続事業・類似事業)へ反映させる

①確保維持事業

・陸上交通・離島航路

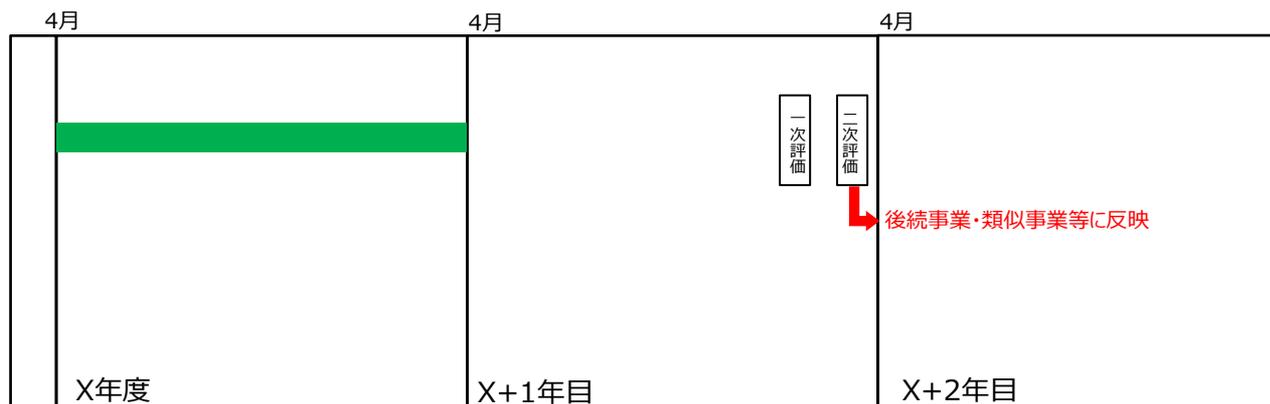


・離島航空路



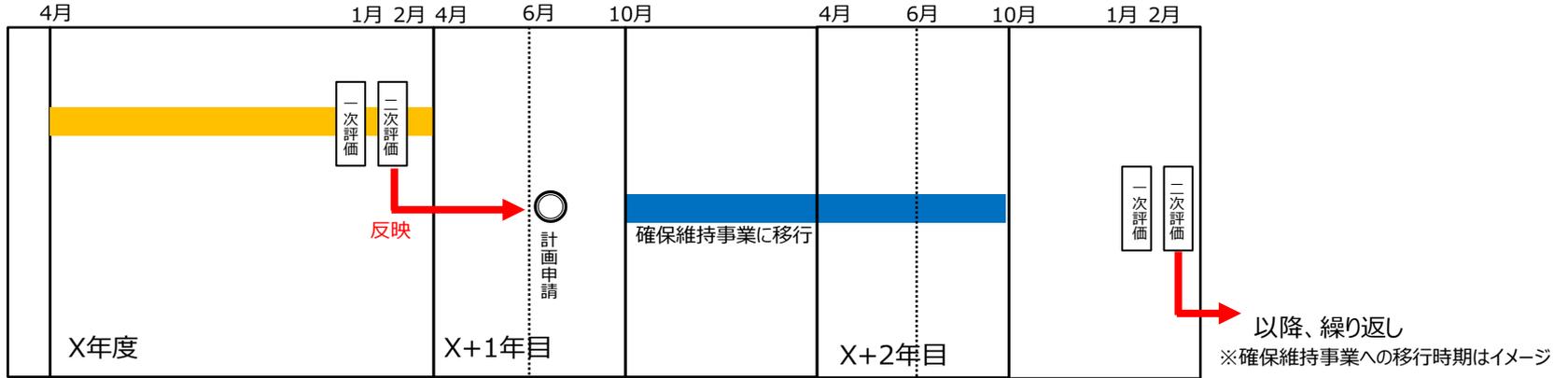
(注) 本表では後述する複数年度評価 (隔年評価) の考え方は反映させていない。

②バリア解消促進等事業 ・利用環境改善

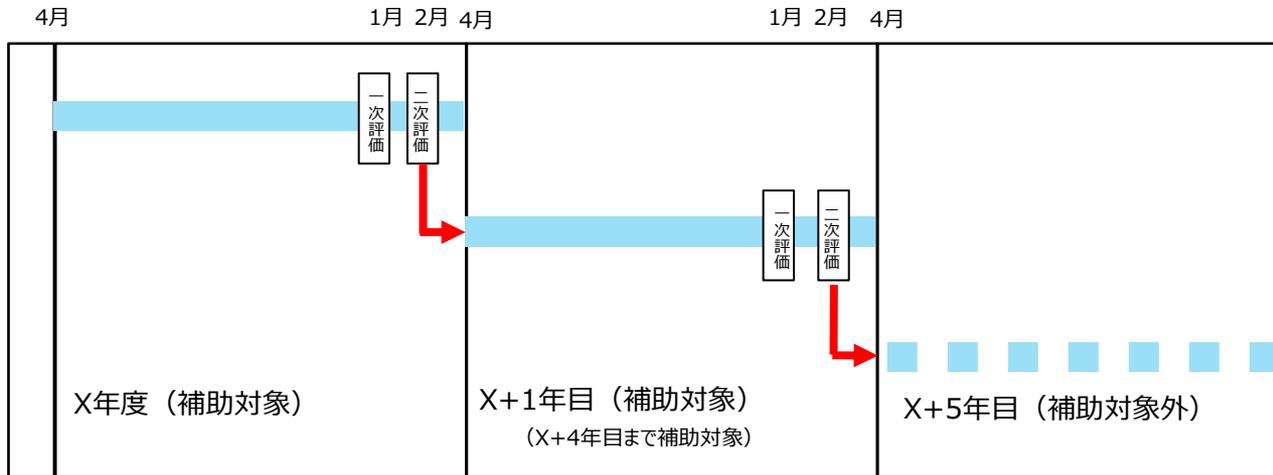


※バリア解消促進等事業のうち、バリアフリー・鉄道安全については一次評価のみを実施することとし、二次評価を実施しない。

③ 調査等事業 ・計画策定事業

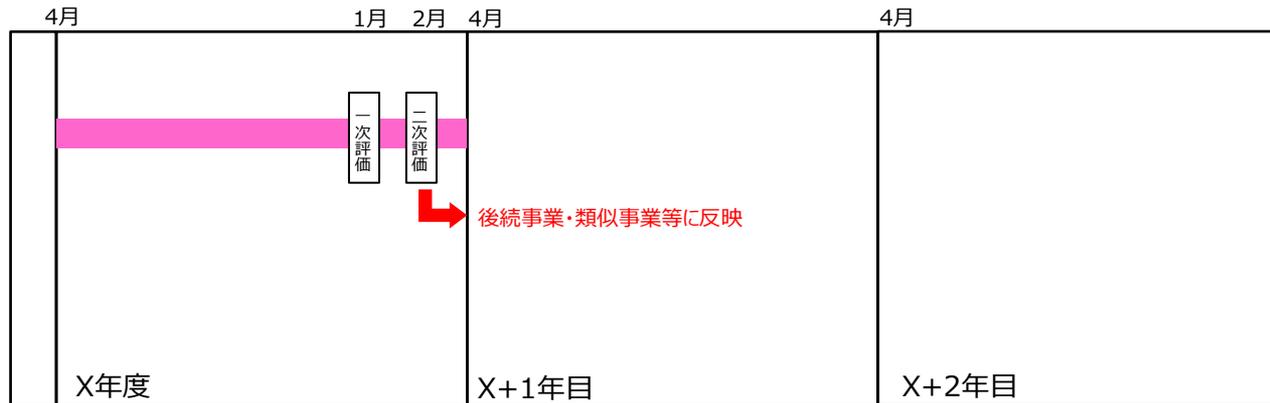


・計画推進事業 (利便増進計画、運送継続計画)



※ 補助金を受けていない場合にあつては、原則として事業評価は不要。

④MaaSの実装に向けた基盤整備事業



二次評価の実施対象は、事業の性質に応じて決められている。

→ バリアフリー及び鉄道安全については、事業と効果の関係が明確であることから、二次評価を不要としている。

事業名（補助メニュー名）		一次評価	二次評価
確保維持事業		要	要
バリア解消促進等事業	バリアフリー	要	不要
	利用環境改善	要	要
	鉄道安全	要	不要
調査等事業	計画策定	要	要
	計画推進	要	要
MaaSの実装に向けた基盤整備事業		要	要

(注) 一次評価については、全ての補助メニューを対象として実施する。

事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります！



事業評価の流れ

【PLAN】 目標設定（～6月末日）

地域公共交通計画（本体及び別紙）において、地域が「目指すすがた」を実現するために実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定します。

【DO】 事業実施（10月～9月）

【CHECK①】 一次評価（～1月末日）

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行います。

【CHECK②】 二次評価

運輸局に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを行います。

【ACTION】 次期計画への反映

一次評価及び二次評価の結果を、次年度の計画や、今後の地域の取組へ反映させ、必要に応じて施策の見直しを行います。

事業評価（一次評価）の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領8、およびガイダンス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価（一次評価）を1月末日までに当局宛てに送付いただく必要があります。提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。

※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。

※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要があります。）

提出書類

①事業評価.xlsx

令和3年度 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)

評価対象事業名	協議会名	事業種別	事業実施の要領	事業実施の状況	事業実施の成果	事業実施の課題

詳細は次ページ参照

②事業評価ポンチ絵.pptx

このスライドは、事業の概要、実施状況、評価結果、および今後の課題などをまとめたポンチ絵形式のプレゼンテーションです。

③添付書類

- (例)
- ・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス等）
 - ・補助対象事業の運行系統図・区域図
 - ・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支等）
 - ・その他参考となる資料（利用促進の取組等）



直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますのでご参照下さい。

https://www.tb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoji/business-evaluation.html

事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことが重要です！



② 事業概要：

系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：

当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

④ 事業実施の適切性：

地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の3段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。

- A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
- B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
- C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

⑤ 目標・効果達成状況：

計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の3段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。

- A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
- B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
- C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：

事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。

「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。

また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。

西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成26年 2月24日
改正 平成26年 4月30日
改正 平成26年 6月 5日
改正 平成26年12月 5日
改正 平成27年 4月28日
改正 令和 3年 5月 6日
改正 令和 5年 3月28日
改正 令和 6年 3月27日

(設置)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(事務所の位置)

第2条 協議会の事務所は、西条市明屋敷164番地西条市役所内に置く。

(所掌事項)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(組織)

第4条 協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。

2 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 監事 2人

3 会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員を選任及び職務)

第6条 会長は、西条市副市長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

3 副会長及び監事は、第4条第1項に規定する委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席委員の3分の2以上の賛成をもって決するものとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第1項の会議の開催に代えることができる。

(協議会の承認事項)

第8条 次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。

(1) 協議会の予算及び決算に関すること。

(2) 規約の制定及び改廃に関すること。

(3) 第3条に規定する事項に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、重要と認められる事項

(幹事会)

第9条 協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。

2 事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(資金)

第13条 協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(予算)

第14条 会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。

(決算)

第15条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。

2 会長は、第6条第5項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第17条 協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会が解散した場合の措置)

第18条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成26年2月24日から施行する。

(任期の特例)

2 協議会初年度の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成26年4月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年6月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月5日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年5月6日から施行する。

附 則

この規約は、令和5年3月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年3月27日から施行する。

別表（第4条関係）

条 項	委 員
法第6条第2項第1号	西条市
法第6条第2項第2号	瀬戸内運輸株式会社
	せとうち周桑バス株式会社
	一般社団法人愛媛県バス協会
	愛媛県ハイヤー・タクシー協会
	四国旅客鉄道株式会社
	国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所
	愛媛県東予地方局建設部
法第6条第2項第3号	西条警察署
	西条西警察署
法第6条第2項第4号	西条市連合自治会
	西条市老人クラブ連合会
	西条市連合婦人会
	社会福祉法人西条市社会福祉協議会
	一般社団法人西条市医師会
	西条商工会議所
	周桑商工会
	瀬戸内運輸労働組合
	一般社団法人西条市観光物産協会
	国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局
	愛媛県東予地方局地域産業振興部